

南知多町告示第 9号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定に基づき南知多町森林整備計画を樹立するため、同法第10条の5第7項で準用する同法第6条第1項の規定に基づき次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、南知多町森林整備計画の案に意見のある者は、同法第10条の5第7項で準用する同法第6条第2項の規定に基づき、縦覧期間が完了する日までに、南知多町長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和8年3月2日

南知多町長 石 黒 和 彦

1 縦覧場所

南知多町役場産業振興課及び町公式ホームページ

(URL <https://www.town.minamichita.lg.jp/kankosangyou/nougyou/1003434/1003441/1005617.html>)

2 縦覧期間

自 令和8年3月2日

至 平成8年3月31日

(南知多町役場産業振興課内については、開庁時間に限る。)